

飲用井戸の衛生管理について

飲用に使用する井戸等については、適正な衛生管理を目的として、厚生労働省による「飲用井戸等衛生対策要領」が定められています。

飲用井戸等の管理と検査

- ・ 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人や動物が立ち入れないようにしましょう。
- ・ 飲用井戸や井戸周辺を定期的に点検し、清潔保持に努めましょう。
- ・ 新たに飲用井戸を設置した場合、給水開始前に水道法の水質基準項目（51項目）の水質検査を行い、これに適合していることを確認しましょう。
（*塩素消毒をしていない場合等は、消毒副生成物を省略することができます。）

- ・ 定期的（年1回以上）に、水質検査を受けましょう。

定期の検査項目：一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度

* その他、有機溶剤やヒ素・マンガン・鉛などの追加検査、放射能測定もできます。
ご相談下さい。

- ・ 異常があれば飲用を中止して、必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。

「飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行う」とされています。当センターは、厚生労働省の登録第1号機関です。

水道法の水質基準項目（51項目）
については、次ページをごらん下さい。



水道法の水質基準項目

水質基準項目及び水質基準値：厚生労働省令第101号（施行日：平成16年4月1日）

水質基準項目		水質基準値	分類
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L以下	重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L以下	有機物質
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L以下	重金属
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以下	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以下	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L以下	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L以下	無機物質
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	有機物質
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	基礎的性状
47	pH値	5.8以上8.6以下	
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5度以下	
51	濁度	2度以下	

枠内青色の項目は、塩素消毒をしていない場合省略することができます

枠内緑色の項目は、原水での検査の場合省略することができます